

(その1)

# 収 支 報 告 書

会計	繰越	検算	転記	○	
④	④	④	④	○	○

㊦

㊧

令和4年分

( 年 月 日開催分)

1 政治団体の名称 たかゆきせいけいふおーらむ  
(ふりがな)  
鷹之政経フォーラム

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政 党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政 党 の 支 部	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

2 主たる事務所の所在地 東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一議員会館417号室

活動区域の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

3 代表者の氏名 小林 鷹之

資金管理団体の指定の有無	
<input checked="" type="checkbox"/> 有	
<input type="checkbox"/> 無	
公職の種類	<u>衆議院議員(現職)</u>
資金管理団体の届出をした者の氏名	<u>小林 鷹之</u>

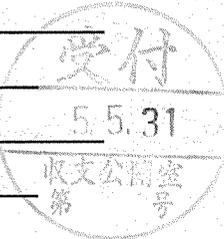
国会議員関係政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	<u>小林 鷹之</u>
公職の種類	<u>衆議院議員(現職)</u>

事務担当者の氏名 竹内 仁美

(電話) 03-3508-7617

(電話)

(電話)



資金管理団体の指定の期間	
令和 年 月 日から	
令和 年 月 日まで	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和 年 月 日から	
令和 年 月 日まで	

103680

(その2)

1 収支の総括表

収 入 総 額 . . . . .				1	5	3	1	7	8	6	8	4
(前年からの繰越額) . . . . .				1	0	0	3	1	6	0	5	7
(本年の収入額) . . . . .					5	2	8	6	2	6	2	7
支 出 総 額 . . . . .					2	6	4	7	0	8	2	7
翌年への繰越額 . . . . .				1	2	6	7	0	7	8	5	7

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費												
金 額 . . . . .												0
員 数 . . . . .												0 <sup>人</sup>

(2) 寄 附												
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額										備 考	
(ア) 個人からの寄附					6	7	9	0	0	0	0	
(うち特定寄附)												0
(イ) 法人その他の団体からの寄附												0
(ウ) 政治団体からの寄附					2	0	0	0	0	0	0	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)					8	7	9	0	0	0	0	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)												0
イ 政党匿名寄附												0
合計 (ア + イ)					8	7	9	0	0	0	0	



















(その13)

## 3 支出項目別金額の内訳

## (1) 支出の総括表

項 目	金 額						備 考			
	十億	百万	千	円						
1 経 常 経 費										
(1) 人 件 費		6	9	9	3	1	8	1		
(2) 光 熱 水 費								0		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費				1	2	4	6	6	4	
(4) 事 務 所 費			1	4	8	1	0	6	1	
小 計			8	5	9	8	9	0	6	
2 政 治 活 動 費										
(1) 組 織 活 動 費			3	4	6	2	0	0	4	
(2) 選 挙 関 係 費									0	
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費			1	4	1	2	8	9	4	0
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費									0	
イ 宣 伝 事 業 費			3	9	7	8	9	9	9	
ウ 政 治 資 金 パーティー開催事業費			1	0	1	0	6	1	6	5
エ そ の 他 の 事 業 費					4	3	7	7	6	
(4) 調 査 研 究 費					2	8	0	9	7	7
(5) 寄 附 ・ 交 付 金									0	
(6) そ の 他 の 経 費									0	
小 計			1	7	8	7	1	9	2	1
合 計			2	6	4	7	0	8	2	7



















































(その17)

# 資 産 等 の 状 況

## 1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

# 宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和5年5月30日

政治団体の名称 鷹之政経フォーラム

会計責任者の氏名 渡邊 寛

代表者の氏名  
(解散時のみ記入)

(オンライン提出)

(別紙)

様式	注釈番号	見切れ文字列 (同一の注釈番号で2行に記載がある場合、上段が訂正後、下段が訂正前)
その14 4.事務所費	*1	政治資金監査マニュアルに基づく政治資金監査
その15 1.組織活動費 (渉外費)	*1	東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一議員会館321号室 衆議院議員園浦健太郎事務所
その15 1.組織活動費 (渉外費)	*2	衆議院議員 大塚拓君を励ます会 事務局 世界システム研究所
その15 1.組織活動費 (渉外費)	*3	自由民主党千葉県参議院選挙区第八支部「うすい正一君を叱咤激励する会」事務局
その15 1.組織活動費 (渉外費)	*4	自由民主党千葉県参議院選挙区第八支部「うすい正一君を叱咤激励する会」事務局
その15 1.組織活動費 (渉外費)	*5	村井ひできモーニングセッション 事務局 英友会
その15 1.組織活動費 (渉外費)	*6	参議院議員 岩本つよひと政経セミナー 自由民主党北海道参議院選挙区第二支部
その15 1.組織活動費 (渉外費)	*7	東京都千代田区永田町2丁目2番1号 衆議院第一議員会館1103号室
その15 1.組織活動費 (渉外費)	*8	東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一議員会館1101 衆議院議員衛藤征士郎事務所内
その15 1.組織活動費 (渉外費)	*9	東京都千代田区永田町2-1-2 衆議院第二議員会館1211号室 塩谷立事務所内
その15 1.組織活動費 (渉外費)	*10	自由民主党千葉県第六選挙区支部 支部長 渡辺博道
その15 1.組織活動費 (渉外費)	*11	自民党千葉県第一選挙区支部「あなたが誇れる日本を語る会」事務局
その15 1.組織活動費 (渉外費)	*12	自由民主党奈良県第一選挙区支部 支部長 小林茂樹
その15 1.組織活動費 (渉外費)	*13	自由民主党 参議院議員 清水真人 政経セミナー
その15 1.組織活動費 (渉外費)	*14	自由民主党千葉県参議院選挙区第六支部 支部長 豊田俊郎
その15 1.組織活動費 (渉外費)	*15	「加藤勝信君と日本の未来を語る会セミナー」主催：勝会
その15 1.組織活動費 (渉外費)	*16	東京都千代田区永田町2-1-2 衆議院第2議員会館1009号室 (金田勝年事務所内)
その15 1.組織活動費 (渉外費)	*17	東京都千代田区永田町2-1-2 衆議院第二議員会館813 古川康事務所内
その15 1.組織活動費 (渉外費)	*18	2050年の明るい「みらい」研究会 会長 村瀬茂高
その15 1.組織活動費 (渉外費)	*19	衆議院議員稲田朋美さんと道義大国を目指す会実行委員会
その15 1.組織活動費 (渉外費)	*20	京都府京都市東山区大和大路五条上る山崎町388番地 第二大黒ビル2階

(別紙)

様式	注釈番号	見切れ文字列 (同一の注釈番号で2行に記載がある場合、上段が訂正後、下段が訂正前)
その15 1.組織活動費 (渉外費)	*21	衆議院議員大野敬太郎君を囲む会 フォーラムK 会計責任者 奴賀裕行
その15 5.政治資金パーティー開催事業費 (小林鷹之君と明日の日本を語る会 千葉その1)	*1	小林鷹之君と明日の日本を語る会 千葉その1
その15 5.政治資金パーティー開催事業費 (第16回小林鷹之東京後援会「飛鷹会」朝食勉強会)	*1	第16回小林鷹之東京後援会「飛鷹会」朝食勉強会
その15 5.政治資金パーティー開催事業費 (小林鷹之君と明日の日本を語る会 千葉その2)	*1	小林鷹之君と明日の日本を語る会 千葉その2
その15 5.政治資金パーティー開催事業費 (第17回小林鷹之東京後援会「飛鷹会」朝食勉強会)	*1	第17回小林鷹之東京後援会「飛鷹会」朝食勉強会

# 政治資金監査報告書

令和5年5月29日

鷹之政経フォーラム

代表 小林 鷹之 殿

登録政治資金監査人

登録番号 第 3381 号



研修了年月日 平成22年2月15日

## 1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、鷹之政経フォーラムの令和4年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、鷹之政経フォーラムの主たる事務所において行った。

## 2 監査の結果

- 私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。
- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等及び領収書等を徴し難かった支出の明細書が保存されていた。  
なお、振込明細書に係る支出目的書及び振込明細書を必要とする支出はなく、振込明細書に係る支出目的書及び振込明細書は存在しなかった。
  - (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
  - (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等及び領収書等を徴し難かった支出の明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
  - (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。また、振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

## 3 業務制限

鷹之政経フォーラムと私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、鷹之政経フォーラムと政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上